

平成29年第1回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月15日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	秋葉三佐男君	秘 書 課 長	谷中 聰君
総 務 課 長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税 務 課 長	相田 敏美君	町 民 課 長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 務 課 参 事	生井 好雄君
企画財政課 参 事	中村 弘君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実
主 幹 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続きご参集をくださいます。まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成29年3月15日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画などの撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

(14番 湯本 直君登壇)

14番(湯本 直君) 議長のご指名がありましたので、通告してある問題について一般質問をしたいと思います。

一般質問の内容等は皆、議員さんから出ているのを見ていますと、給食センターの問題が非常にクローズアップされておるわけですが、まず八千代町の給食センターの建設委員会の皆さん方には、常日頃いろんな形でお骨折りをいただいておりますことに對し、厚くお礼を申し上げたいと思います。

私の後、2番に通告してあります小島さんあるいは他の方にも、給食センターの委員もしていますし、いろいろ細かく発言をするようでございますので、私は給食センターでなく、給食費の無料化の問題あるいは現段階の八千代町の幼稚園のいわゆる給食の実態ということを中心に、町の考え方をただしたいと、こういうふうに思います。

この給食費の問題については、学校給食については、学校教育課の関係になると思うのですが、幼稚園についても同じでございますが、この間の新聞を見てみると、県北の太子町ですか、給食費を無料化するという、そういう読売新聞に出ていました。だから、それは長の考え方によっては、給食費も無料になることも別に問題ないと思うのですが、法的な問題があると思いますので、その点をひとつ学校教育課のほうから聞くべきだと思うのですが、これは財政に係る問題なので、財政課長のほうからひとつ答弁をしてもらいたいと、こういうふうに考えています。

太子町では、町が半額を負担して、町内の幼稚園と小中学校に給食を用意しますから無料にするのだということですが、予算を見ると4,637万円かかるようですが、それでもいわゆる無料化にするのだというようなことで、対象になる幼稚園、小中学校は11校、ちょうど生徒数が1,021人。現在は、幼稚園は1,900円で小学校が2,000円、それから中学校が2,250円と、こういうことで、第3子以降の子どもさんは無料というようなことで、現町長が申し上げているようですが、選挙で町長は選ばれるわけですので、当選したときにはそういう形で1期やったのですが、2期目に落選しまして、またもとの有料に戻って、その後3回目で当選してきて恐らく無料化にするのだと、こういうことだと思うのです。

だから、無料にすることは誰もが喜ぶことなのですが、町の財政というのは、やっぱり国等の地方交付税をもらったりなんかしながら運営されていますので、それが果たして教育基本法に基づいて別に問題があるかないか、これはやっぱり財政のほうからひと

つ答弁をしていただきたいと思います。

それに、性的少数者に理解をとということで、これも新聞に出ていたのですが、私がこの講師のところへ行っているいろいろお話を聞いてこようと思って、福祉保健課長に話をし、講師の所在あるいは事務所等を尋ねたわけですが、講師の人が大阪の人であって、まだ茨城県にはそういう施設も団体もないということでございましたので、私なりに今後の町の進め方を聞きたいと思うのですが、性的少数者というのは、同性愛あるいは性同一性障害というようなことで、性的な問題では非常に少数者なのですが、これはやはり理解というものを深めてもらわないとなかなか、いろんな問題に発展するというところで、この間も水戸の市内で開かれたその問題を考えてみると、周囲からの理解が不足していると。職場あるいは学校などでも、いじめなどにもつながっているというような指摘もされているようでございます。

この講師になった人というのは、私も申し上げましたように、茨城県の人でなく大阪の人で、村木さんという代表者の人が講演したようですが、学校とかあるいは職場でのいじめとか嫌がらせ、あるいは遺産の相続の問題、それから社会的保障制度の問題、そういう当事者が直接困っている問題、いわゆる生活の中で困る問題があるのだということで、茨城大学にいた2年生になる人も、そういう人のようで、本人が申しているのを聞いてみると、その人は男とも女ともつかない、いわゆる……性と向き合うというようなことがなかなか大変なのだということを言っておりましたけれども、男とも女ともつかないのだと、そういう人もおるようです。

その茨大の2年生になる女の子が言うのには、今は、友人からいろいろ支えられてきて、感謝の気持ちでいっぱいだということを言っているようですけれども、国的にはLGBTというふうな割合がやっぱり8%ぐらい、非常に少ないのだというけれども、年々その状況はふえておるようでございます。ですから、都会と違って地方では当事者が孤立しやすいというような地方自治体の状況のようですので、これからみんなでひとつ考えていかなければならない問題だと思うのです。

女性の同性愛者といえばレズビアンあるいは男性の場合はゲイ、両性愛者というのはバイセクシュアルと、そういう心と体というものが一致しない人があるわけでございまして、その人たちの今後の活動あるいは状況等、それから県においてはどのくらい、どういう施設があるか、これは簡単で結構だから、わかる範囲で担当課長の説明をしていただきたいと、こういうふうに考えています。

以上です。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 14番、湯本直議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

私へのご質問は、給食費の無料化についてということでございます。主に費用負担の根拠、そして財源の確保についてという2点についてであろうかと思えます。

昭和29年法律第160号学校給食法第1条、これは法律の目的というものでありますが、これによりますと、学校給食が、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実、及び学校における食育の推進を図るとしております。

そして、同法第2条には学校給食の目標、また同法第11条、経費の負担及び同法施行令では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち運営に係る人件費と施設整備修繕費が設置管理者、それ以外の経費、いわゆる学校給食になりますが、これについては保護者の負担と、このような原則が定められております。法的根拠につきましてはこの部分にならうかと思えます。

茨城県内の44団体に目を向けますと、これはアンケート調査の結果であります。平成29年、今年の2月の時点の調査結果といたしまして、県内に給食費の完全無料化を実施している団体はございません。一時大子町が、議員ご指摘のように実践した経過がありますが、現在は、正規給食費の2分の1を保護者負担としまして、児童生徒がその家庭の第3子に該当する場合は無償と、このような形になっております。

同調査によりますと、財源の確保が難しい、学校給食法のとおり受益者負担を実施、そして経済的に厳しい家庭には生活保護や就学援助制度により給食費の援助を既に行っている等の理由によりまして、検討をしていないと回答した団体が18団体、八千代町はこのグループに属するわけでございます。また、一部の補助や多子世帯の減免、消費税の公費負担につきましては、合わせまして16の団体が実践しているようでございます。

10の団体が回答しなかった、このような形であります。

無料化を行った団体での効果につきましては、人口増加を狙いとしておりまして、子

育て世帯を呼び込む手だてとして実施しているというのが現状でございます。

当町におきましては、人口減少がもたらす未来の八千代町を担う子どもたちの健全育成が大きな課題となっていることから、八千代町子ども・子育て支援事業計画を策定し、各事業に取り組んでいるところでございます。経済的に厳しい世帯に対しましては、既に生活保護や就学援助制度により給食費の援助を行っておりますが、そのほか給食向上助成金として、賄い材料費に対しまして毎年1,000万円程度の助成を行っているところでございます。

平成29年度予算における助成の内容につきましては、1人当たり年間5,150円の助成で、1,769人の児童生徒さんに対しまして911万1,000円の助成を予算のほうで検討いただいているところでございます。賄い材料費の助成額としましては、平成25年度が702万6,000円、26年度が1,026万4,000円、平成27年度が967万2,000円でございます。

なお、給食受給者数につきましては、児童生徒合計で平成25年が2,007人、26年が1,995人、平成27年度が1,886人と年々減少の傾向にございます。小学生の給食費が月額3,950円、年額4万3,450円でございます。中学生が月額4,250円、年額4万6,750円、このような数字になってございます。

これらを踏まえまして、財源を含めました今後につきましては、関連福祉対策や次の世代との公平性、人口減少など町の置かれている状況、そして最も重要な財源確保という多面的な観点から、かつ県内の自治体の動向に十分目を配らせながら、住民の方にとってよりよい方向性が確保できますよう、町総合計画や総合戦略との関連性に配慮するとともに、担当部局である教育委員会と歩調を合わせまして、学校給食費全般について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 議席14番、湯本直議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、幼稚園給食費の実態についてということでございますが、八千代町におきましては公立の幼稚園はなく、私立の幼稚園が4園ございます。このうち認定こども園の認定を受けました幼稚園が3園、新制度に移行していない幼稚園が1園となっ

てございます。

平成27年度から開始しました子ども・子育て支援新制度におきまして、新制度に移行しました幼稚園及び認定こども園につきましては、教育・保育給付費を代理受領する施設型給付を受けることとなりました。この中で、保育認定の子どもに関しましては、給食の提供が必須でございますが、教育標準時間認定の子どもに関しましては、提供は施設の任意でございます、必須ではありません。給食を実施する際、給食実施加算が給付費に上乘せられますけれども、給付費を上回る経費につきましては、保護者から実費で徴収することができ、町内の認定こども園においては、3園ともに月額4,000円を保護者から実費で徴収している状況でございます。

新制度が施行される前、私立幼稚園に通うお子さんの保護者には、所得状況に応じて就園奨励費補助金が支給されてございます。就園奨励費補助金の算出におきましては、給食費は保育料と合算できました。新制度において利用者負担額を設定する際にも、保護者の負担が増加することを避けるため、保育料と給食費、入園料を合わせました負担が従来と同程度の負担になるように設定しております。

さらに、特定の階層に該当する保護者につきましては、給食費を実費で負担すると負担増となることから、特定教育・保育施設に係る給食費助成金支給事業を実施しまして、保護者の経済的負担を軽減しております。具体的には、所得区分が1階層、2階層の2人目以降、3から5階層の3人目以降の子どもが対象となります。

平成28年度におきましては、国の幼児教育無償化に向けた取り組みによりまして、多子世帯負担軽減の対象が拡大し、さらにひとり親世帯の2階層、3階層の2人目以降、4から5階層の3人目以降が加わりました。

助成金の支給実績につきましては、平成27年度においては対象者が17名で73万6,000円を支出してございます。平成28年度におきましては、対象者が41名で155万6,000円の助成見込みでございます。

また、新制度に移行していない幼稚園1園につきましては、この幼稚園については私立幼稚園就園奨励費補助事業を継続して実施しておりまして、国の補助対象区分により、所得に応じた補助を実施しまして、多子世帯、ひとり親世帯等の負担軽減など、施設型給付を受ける場合と同様の補助制度を実施しております。給食費は、保育料に合算する規定になっておりますので、補助対象に含まれる取り扱いでございます。

幼稚園の給食費につきましては、以上のような状況でございます。ご理解のほどよろ

しくお願いいたします。

続きまして、3番の性的少数者に理解をとということでございますが、性的少数者とは、先ほど議員がおっしゃるように、LGBT、いわゆる女性同性愛、そして男性同性愛者、両性同性愛者、性同一性障害など、心と体の性が一致しなかったり違和感を持ったりする人を指しまして、日本では全人口の約7%から8%、約960万人と推定されておりまして、実に国民の13人に1人が性的少数者とも言われているところでございます。

性的少数者に対しましては、周囲の人たちから好奇の目で見られることや職場等での不利益な取り扱いを受けるなど、偏見や差別に苦しんでいる方たちに対し、地域社会の理解と協力により問題解決に取り組む必要がある人権問題であると認識してございます。このため、家庭や学校、職場、地域におきます人権教育・啓発の推進が今後大変重要なものとなってまいります。また、自分の性別に違和感を持ったり、自分の性的指向がほかの人と違うことに気づいたりするのは幼少期から思春期にかけてと言われていることから、特に家庭や学校において理解を深める取り組みも必要でございます。

町といたしましては、町の最上位計画でございます、八千代町第5次総合計画に掲げる「交流と思いやりのあるまちづくり」の基本方針のとおり、町民・職員ともに人権問題に関する理解と認識を深め、一人一人が尊重され、心豊かにともに生きる、平等で明るい社会の実現を目指しまして、学習・啓発活動の推進に着実に取り組むことによりまして、性的少数者の方々が直面する問題を含めまして、理解を広げてまいりたいと思っております。

なお、県内におきましては、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、どのような施設があるのかというようなことでございますけれども、まだまだ未開のことでございますので、こちら活動している団体、神栖市に多様な性を考える会にじいろ神栖という任意団体がございまして、そちらで性的少数者等に係る啓蒙啓発をしているようでございます。ご理解のほどをお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。

1点目として、八千代町立学校給食センター建設について質問をいたします。その前に、検討委員会の経過について報告いたします。

平成28年8月26日、第1回目の会議が開催され、町長より諮問を受けた方々が出席されました。議会から議長、総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長を初め教育委員4名、小中学校長7名、小中PTA会長7名、執行部より秘書課長、企画財政課長、総務課長、学校教育課長、計26名の方に町長より給食センター建設検討委員の委嘱書が交付され、正式に検討委員会が発足されました。

また、事務局より赤松教育長、青木給食センター所長、大里給食センター主査、高知給食センター栄養教諭が出席され、議長が仮議長となり、委員長、副委員長を選出いただきたいという申し出により、委員長に教育民生常任委員長の中山勝三氏が選ばれ、また副委員長には西豊田小学校校長、湯本春雄氏が満場一致で推薦されました。

中山委員長が議長となり、給食センター建設について進行を進め、青木所長より趣旨の説明を受け、今の建物は昭和46年4月に建設され、45年以上経過し老朽化が激しく、修繕費も年々増加し、耐震診断も行われておらず、衛生管理基準を満たしていない、非常に問題の多いケースであることが浮き彫りとなり、給食センターについては、食育や児童生徒の健康を維持、安全で安心な学校給食を提供するには、衛生管理の改善を図り、安全を確保しなければならないため、執行部としては新しく給食センターを建設したい旨、八千代町立学校給食センター建設検討委員会を設置したいという説明である。

委員からいろいろの質問がありましたが、委員の質問の中に、近隣に給食センター視察予定地はあるのかという質問に対し、青木所長は、県西地区内にも新設された施設が多くあると聞いておりますので、これから視察、候補地先を選ぶ予定でありますということになりました。

第2回目が平成28年11月17日、新設給食センター施設現地視察、第1カ所として、つくばふれあい給食センター豊里、倉持所長の概要説明と施設を案内及びビデオによる施設の紹介を受け、これに対し、各委員からの質問に対して、倉持所長が説明、答弁をしてくださいました。

第2カ所目、桜川市学校給食センターを視察。池田所長から施設の概要の説明を受け、各委員の質問に対して説明答弁をしてくださいました。

今後の予定について、中山委員長から、次回で意見を集約し、まとめることを説明。第4回目には答申（案）を提示する計画であることを表明して終わる。

第3回目、平成28年12月2日に開催され、検討委員の意見集約について意見の交換が行われ、いろいろの意見、質問が出ましたが、その中で敷地予定地は絞られているのかの質問に対し、青木所長、「候補地については5カ所以内に絞られている状況です」と。候補地が絞られているなら、候補地の場所を見学して検討してはどうかという意見が出ました。また、施設の整備と施設の運営についても各委員より意見、質問がありました。今後の予定として、青木所長、候補地の場所を見学するというで終了。

第4回目、平成29年1月10日、候補地現地調査。執行部が選択した3カ所を視察。1カ所目は、八千代第一中学校前、面積が2,700平米程度で、結論として敷地としては不適切。2カ所目は、町立図書館内北側公園、面積は4,100平米で足りているが、形状に問題。奥行きが不足しているため、敷地内で車の往來ができない。敷地西側は地盤が軟弱だが、公園敷地としては問題なく、利用可能。結論、敷地としては可能性あり。

3カ所目、中結城小学校内わんぱく広場を候補地として選定。面積、形状ともに問題なし。児童の遊び場がなくなってしまうが、敷地内の遊休地を利用できる。グラウンドが狭くなってしまうのでは。100メートルの競争レーンは確保可能。児童の動線との交差には、注意をすれば問題はないのでは。現在のセンターにも近く、最適ではないか。結論、敷地として最適であるという意見である。

大ざっぱな説明であります。検討委員会の経過であります。いろいろな意見、質問がありました。議員各位に配付された答申書を後で見ていただきたいと思っております。

第5回目が平成29年2月3日、答申の（案）について開催。中山委員長から、「きょうは最後の検討委員会です。第1候補地、中結城小学校内わんぱく広場、第2候補地内、図書館内北側公園について検討していただき、その結果を町長に答申しますので、よろしく願います」。

現地調査した候補地について、翌日には中結城小学校PTAこぶし会では、1月15日緊急役員会を開催し協議した結果、中結城小学校のわんぱく広場を建設予定地とすることは断固として反対する。中結城小学校PTA会員一同からは、当小学校が候補地となっている件については反対しますという文書が配られました。検討委員会の中でも、議長、中結城学区長会が反対ということは産業建設常任委員長も反対、学校長、PTA役員が反対であり、半数が反対である。1つに絞ることができず、その結果、中結城小学校

と図書館内の2カ所を町長に答申することで決まり、町長の判断に委ねる、任せることで終了する。

2点目として、学校に似合った明るいサイディングを使用することについて伺います。給食センター建設が中結城小学校に決まった場合は、小学校と同じような明るい色のサイディングを外壁に使用することによって、分校に見えるようになれば圧迫感はなくなると思いますが、町長の答弁を求めます。

ここからが質問に入ります。2点目として、給食センター建設候補地を3カ所に選択した理由と、町長も立ち会ったのか質問いたします。

1つとして、給食センター3カ所の候補地を選択した執行部は、町長が招集し、検討委員会を設置し、検討され、3カ所の候補地を選択したのか。当然トップである町長が裁決したものと思いますが、それに相違ないか町長の答弁を求めます。

2つ目として、3カ所選ばれましたが、1カ所目は八千代第一中学校校舎南西側、2カ所目が図書館内北側公園、3カ所目が中結城小学校わんぱく広場、3カ所が選ばれましたが、そのほかにも125号線の北側、共済組合の西側の空き地などがある。なぜ八千代第一中学校敷地内を選んだのか。給食センター建設の面積の目標は、最低3,000平米から4,000平米以上であると説明を受けている。それなのに、八千代第一中学校内の面積は2,700平米である。面積が不足していることは最初からわかっていたにもかかわらず、なぜ選んだのか、その理由について町長の答弁を求めます。

3点目として、給食センター候補地2カ所について質問いたします。まず、1つ目として、第2候補地、図書館内北側公園敷地について質問いたします。図書館内北側公園については、面積は足りているが、形状に問題があり、奥行きが不足しているため、敷地内で車の往来ができない。敷地西側は地盤が軟弱だが、公園敷地は問題なく利用可能。周辺道路を活用すれば候補地として検討の価値があるということは、第2の候補地として問題ないということである。

しかし、3月8日の議会で、給食センター建設について、ある議員の質問の中で、図書館内北側公園についての質問に対し、町長の答弁は、図書館内は起債が残っており、書類上の問題があり、難しいということである。町長は、第1候補地と同じように、前もって建設ができないことをわかっているのに、なぜ選んだのか。これでは余りにも検討委員会を侮辱し、軽視過ぎである。また、執行部の課長4人が検討委員である。4人の課長は、このような内容を知らなかったのか、知っていたのか。仮に知っていたと

したら、町長に苦言、意見を言える執行部は一人もいないのか、残念でなりません。情けない話である。検討委員、課長としての資格がないと言われても仕方がないのではないかと思います。

町長は、建設ができないことを前もってわかっていたにもかかわらず選択したことは、責任問題であり、検討委員会、議会に対してどのような責任をとるのか町長の答弁を求めます。

2点目として、第1候補地、中結城小学校について質問いたします。結論として、第1候補として中結城小学校のわんぱく広場を推薦する。中結城小学校は、形状も申し分なく、敷地としては最適と考えられる。ただ、児童の動線への配慮及び遊び場の確保が問題となるが、敷地内の遊休地を活用することにより解決できるものであると結論を出していますが、町長は、中結城小学校は妥当と思って選択をしたのか、町長の答弁を求めます。

4点目として、検討委員会の任務と責任、答申及び町長の決断について質問いたします。1つ目として、第1候補地、中結城小学校内の給食センター建設については、子どもたちが遊ぶ場所がなくなるからという理由で、中結城小学校PTAこぶし会、中結城小学校PTA役員一同、中結城区長会が反対をしていることはわかりますが、これはあくまで中結城小学校の問題である。検討委員会の中でも、議長、産業建設委員長、学校長、PTA会長の方も反対をしている人もいる。検討委員会は八千代町の将来を考え、見据えて、任務と責任を持って検討すべきである。

今は少子高齢化が進み、年々子どもが減少している中で、中結城小学校の運動場は、ほかの小学校4校より大きく広い場所である。片隅に子どもの遊ぶ場所をつくっても、私は問題ないと思います。

2つ目として、答申と町長の決断について質問いたします。検討委員会では、3カ所の候補地について、5回にわたって真剣に検討してきましたが、第1候補地、第一中学校内は面積が2,700平米で不足のため、不適切として削除。第2候補地、図書館内北側公園は、3月8日の議会の質問に対して、図書館内は起債が残っているので、書類上の問題があり、難しいという答弁をしておりますので、第2候補地も建設ができないということになりますと、残るは中結城小学校内わんぱく広場1カ所となります。

検討委員会の答申に対して、町長は、中結城小学校内わんぱく広場を選ぶ責任があります。なぜかということは、執行部が3カ所を選択したということであるから、選ぶ責

任がある。町長の決断について答弁を求めます。

5点目として、給食センター建設予算について質問いたします。1つ目として、給食センター予算は3億2,211万円が組まれています。基本設計、実施設計については何とかよいと思いますが、建設請負費2億8,182万円の予算についてはいかがなものかと思えます。本来ならば、候補地が決まり、設計ができ上がった段階で補正予算を組み、臨時議会を開催し、説明し、議会の承認を求めることができるのではなかったのかと思えます。それなのに2億8,182万円の工事予算をなぜ組んだか、その経過とどのような工事内容なのか町長の答弁を求めます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（大久保 武君） 給食センター所長。

（給食センター所長 青木一樹君登壇）

給食センター所長（青木一樹君） 議席11番、小島由久議員の通告によりまず一般質問にお答えいたします。

八千代町立学校給食センター建設検討委員会につきましては、先ほど議員さんからも丁寧なご説明をいただきましたように、町長から26名の委員に委嘱をし、諮問された事項につきまして検討していただき、3月2日に答申がなされたところであります。

今回検討委員会に諮問された事項は、敷地の選定並びに施設の規模及び構造等についてでありました。特に敷地の選定につきましては、新たな給食センターを建設する間も給食をとめることができませんので、移転を前提として検討を進めていただきました。

第1回目の検討委員会におきまして、検討委員さんから、町への財政負担を考慮して、新たな土地の購入については反対であるという意見がありました。まずは、町有地から選定すべきであるということとなりましたので、事務局としましては、多少の問題はあっても、多少の条件次第では、給食センター敷地として可能性のある町有地を候補地として選定させていただき、検討していただきました。

最終的に候補地が3カ所になったということでございましたが、最初に、購入するのではなく、町有地に限定して選定するという条件でございましたので、検討委員さんの意見に従い、町有地の中で仮に選定しても、盛り土をしたり放流路を確保したり、さまざまな整備をするわけで、新たな土地を購入するよりも費用がかかってしまうであろう、そのような場所は、町への財政負担を考慮するという前提条件に合わないため、除外した結果でございます。それで3カ所に絞られたということになってございます。

また、候補地の選定につきましては、関係課、検討委員を委嘱されている職員を中心としまして、関係課職員による調整会議におきまして、さまざまな諸条件等を考慮しながら検討、調整を重ね、選定させていただきましたが、その際に町長は、検討委員会に諮問をした立場でございますので、このことに関して途中での指示は一切ございませんでした。あくまで職員レベルでの調整ということでございます。

答申書にもありますように、今回の敷地選定につきましては、さまざまな視点から検証していただきましたが、町有地の中に給食センター建設のためにわざわざ取得した土地はございませんので、給食センター敷地としての条件を全て満たすものはございませんでした。

新たな給食センターを建設すれば、今後50年近くその場で操業することになります。給食センターは、建築基準法上、食品工場と区分されております。万が一にも周囲に迷惑をかけたり問題を起こしたりすることがあってはなりません。そういったことから、地域の皆様や関係者の皆様の意見を聞きながら進めなければなりません。しかし、最終的には町長に、敷地につきましては最終的な判断をしていただくことになるかと思いません。

今回、私も建設検討委員会の事務局として携わらせていただきました。会議におきまず議論、視察時におきます積極的な質問等々、26名の検討委員の皆様がこの給食センター建設に向けての姿勢、こちらを目の当たりにしまして、事業実施につきまして、改めて私も、絶対になし遂げなければならないと決意をさせていただきました。

最後の質問であります、給食センターの建設予算についてであります。町の総合計画に基づきます実施計画上は、平成29年度から31年度までの3カ年での実施を予定しております。概算でございますが、総事業費としまして約11億円程度を見込んでおります。この中には、設計・建築及び外構工事等が主な内容として盛り込まれております。財源としましては、国庫支出金、いわゆる国庫補助金です。地方債、あと町の基金からの繰り入れを含めます町の自主財源、一般財源となります。

給食センターの建設につきましては、先ほど申しました国庫支出金は、学校施設環境改善交付金事業という国の補助制度になります。この事業の認可を受けるためには、前年度、今回の給食センターですと、平成28年度中に国に要望をしなければなりません。既に事業計画として手を挙げさせていただいております。それと、町で予算化することも必要となります。

基金につきましては、町の公共施設整備基金、こちらに平成25年度ごろから、町の財政当局に給食センター建設の計画があるということを申しまして、積み立てを始めていただきました。この給食センター建設は、以前からの総合計画の重点事業ということで積み立てをお願いしているところでございます。

以上が八千代町立学校給食センター建設に関します質問に対しての答弁とさせていただきます。議員の皆様には、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えします。

八千代町立学校給食センター建設についての質問につきましては、ただいま給食センター所長が答弁したとおりであります。現在の施設が老朽化し、建てかえの必要性があるため、今回八千代町立学校給食センター建設検討委員会に敷地の選定を含めて諮問したわけでございます。3月2日に答申をいただきました。

検討委員会の会議録では、わんぱく広場がなくなってしまうと、地元の人たちが育んできた学校に対する思いがなくなってしまう。学校への協力心や精神的な損失ははかり知れないのではないかと。物理的な損失よりも精神的な損失が大きく、これはお金では得ることができないものであります。地域の人たちの意思は尊重すべきであると貴重な意見なども出されていたようであります。今後は、答申内容を十分精査し、最大限尊重しながら事業を実施していきたいと考えております。

また、検討委員会で、町長が3カ所を選択したと。あれは、検討委員会の中で出てきた話でありまして、特に中結城小学校のわんぱく広場、あれは想定外のことでありまして、私も一中敷地を見まして、これでは狭いと。また、学校の通学路と競合する、また重複するというところでございますので、道路建設には大きな金がかかるということでございます。

また、図書館等におかれましては、15億円ぐらいかかった図書館でございますが、公園施設にも、1億円まではかからないが、何千万円とかかったかと思うのですが、この樹木を伐採して、公園をなくして給食センターをつくると、敷地も狭く、また子どもらが、あそこは通学路ではないが、大変図書館は子どもが大勢集まる場所でありまして、

交通の便とかいろいろ重複する場所等、また路盤工事やりますと、あれも何千万円かかるということでございます。

第3の候補地におきましては、私としては想定外。いろいろ中結城PTAの皆さん方、後援会、さらに、ある団体等におかれましても、物心両面にわたり、いろいろ協力した中で中結城小学校はなっているということでございますけれども、私も6年間でいろいろ、奉仕、またいろんな協議等もやっておりますが、検討委員会の中で、あそこへ、建物の所へ処分工事があったり、私は十分これを尊重はしますが、いろいろなことを今考えておるような状況でございます。

3月2日に答申をいただきまして、これは町長の責任だと、小島議員さんは決意はと言いますが、私は私なりに検討して、執行者としては候補地を選定をし、やっていきたいと考えております。

いろいろ、5カ所、6カ所ぐらいありますが、125号等におかれましては、あれは1億5,000万円ぐらいした土地でありまして、高い土地でありまして、低くて、また橋をかけるのも、橋だけで5,000万円かかるということ。また、佐々食品などが今の残土置き場になっておりますが、あれも排水で非常に金がかかるということでございます。

排水では一番、図書館、あそこでは公共下水道にもつなげるし、また向こうの放流池に流すと一番金がかからないが、いろいろ今回候補地になった、あとハウチキの中結城小学校の少年野球に貸している土地も3反ぶりぐらいありますが、あれは都市計の中の土地ということで今回除外しました。

私も、議会でも終われば、よく精査して検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大久保 武君） 再質問はありますか。

（「議長、答弁漏れ。図書館を検討委員会が見に行ったときに、町長がさきの議会のときに……」「議長、当事者じゃないんで」「いやいや、答えていないからだめだよ」「だめです」「そのときのあれをちゃんと答えるべきだ。我々は聞く権利があるのだから。こんな勝手なことを言っているのではない」「だめだよ。当事者じゃないんだから、発言権ないんだから」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 11番、小島由久議員さん、再質問。

（「よく聞いたほうがいいですよ」「答弁なくては質問じゃないの

だから」「起債があったのを知っていたかどうか聞いてくれよ。

みんなをだましたことだ」と呼ぶ者あり)

(11番 小島由久君登壇)

11番(小島由久君) 議長の許可をいただきましたので、再質問をいたします。

3カ所選定したということは、執行部に任すと言って私は諮問した立場なので、知らなかったという答弁であります。しかしながら、八千代の行政を預かる町長が、十何億以上の建設をすることに対して、全然知らなかったということは、私は通らないと思うのです。何事も行政運営は、町長の意見とりまとめ、最終的には町長が執行部から上がったものに対して判断をして執行をしているのは、今までの通例ではないですか。それから、大きな検討、建設に対して、諮問した立場だから知らない、そういうことは、私からすれば通りません。

いろいろと答弁をいただきましたが、中結城小学校わんぱく広場にしても、けさ聞いたのですが、カプセルが埋まっていると。カプセルが埋まっているということは、そう簡単に掘り起こせる問題ではない。そういうことを踏まえて考えますと、執行部は、町長が知らないというのなら執行部だと思うのですが、執行部の検討委員会は、どうしてこの3カ所を選定してきたのか。

町長が答弁するように、第一中学校は面積が不足、図書館については起債が残っているので、それ以上は難しい。また、けさ聞いた話では、中結城小学校にはカプセルが入っているので、掘り起こすのは難しいだろうと、こういうことが出てきた場合に、なぜ最初から執行部はそういう考えをして検討しなかったのか。町有地を利用するということで学校内を選んだのか、余りにも考えが甘過ぎると思う。

第1カ所、第2カ所、これは当然建設できないということもわかっていることである。また、中結城小学校については、カプセルが今度は埋まっているということであれば、中結城小学校わんぱく広場も建設が難しいと、このように私は今考えているのですが、2カ所は最初から建設ができないということがわかっていたら、それは省いて違う場所を選定すべきである。また、学校内はだめだといううわさも前から広がっておりましたので、そういう点も執行部は考えて、民間の土地を選定して選ぶべきであったのではないかと私は思っております。

ここへ来て、ああだこうだ言っている問題ではないのです。検討委員会は、町長から諮問されて、任されているのです。その人たちが検討して、3カ所をまた2カ所に絞っ

て、2カ所がだめだから1カ所ということに絞ったのです。そういうところを検討委員会が、指名されて、どれだけ一生懸命5回も検討してきたか。現場も、新しい施設の見学、候補地も3カ所見学、そして検討したのです。残ったのは小学校だけなのです。ところが、その小学校にカプセルが埋まっていると。これは本当だか何だかわかりません、聞いた話です。

そういうことを考えると、学校地内というのは大変難しいということは最初からわかっていた。なぜ民間の土地を最初から、また学校敷地以外の町有地を選定しなかったのか。そこらのところは、執行部として、これから部長制が始まるというのに、そのくらいのことは認識して選択するべきである。余りにも議会を甘く見過ぎている。

これからは、余り足を引っ張らないようによく検討して、前を向いて、調べた上で決定すべきであることを強く申し伝えて、私の再質問を終わります。

（「小島議員、タイムカプセル」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） いろいろ町長の責任というのは、十分責任は感じておりますが、検討委員会に過程を、審議をお願いしたわけですが、いろいろ反対が多いと、中結城小学校の場合は第1候補地と聞いているのに。いろいろ諮問委員会、検討委員会の会議録も見せていただきましたが、意見のほとんどが中結城小学校反対意見と伺っております。

先ほど申したとおり、できるだけ検討委員の検討、答申を尊重しながら、候補地においては再度検討していき、執行部で検討を、答申をいただいておりますので、していきたいと考えております。

（「町長、中結城の給食センターじゃないから、八千代全体で見てくださいよ」「そういうことだよ」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） そういう過程で、中央地区の、できれば町有地で選定できれば、経費も節減できるかと思うのですが、八千代の給食センターでありますので、全候補地につきましては、執行部の私の責任において決めていきたいと考えております。

（「民有地でも何でも大丈夫だから」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 最後に再々質問ありますか。

11番、小島由久議員。

(11番 小島由久君登壇)

11番(小島由久君) ただいま議長から再々質問の許可をいただきましたので、再々質問いたします。

町長から今答弁をいただいたように、なかなか学校内での建設は難しいような答弁でございます。

先ほども申したように、そういう状況を判断した上で町長が、関係ないとセンター長は言っていますが、執行部の代表である町長が、そういう3カ所を選択肢としたことを知らないということは、私はまず一つ納得できない。

これから3カ所がだめだということになれば、町有地はほかにもあります。しかし、それに該当しなければ、民間の土地を買収して建設をすると。ある人の話では、1反ぶり100万円ぐらいで買えるということであれば、5反ぶり買っても500万円。センター長の説明では1,200万円から1,500万円というような説明もありましたが、できるだけ安く買うとすれば、今言ったように500万円でも買えるのかなど。ただ、場所の条件がありますので、道路の面、あと排水とか、そういうものを踏まえた中で候補地を選ぶと。

検討委員会は一応4回で終了ということで、答申を出していますので、これから先はどういうふうに検討委員会になるのか定かではありませんが、一応検討委員会としては答申を出したということは、検討委員会は終わりということで私は考えておりますが、これからそういう場所の候補地を選ぶのには、真剣になって、八千代町の将来、先ほど申しましたように、50年後、60年後までもたせる八千代町の給食センターでありますので、よく検討した上で選定をしていただきますよう強く要望いたしまして、私の質問をこれで終わりいたします。

議長(大久保 武君) 要望でいいのですか。

(「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時18分)

議長(大久保 武君) 休憩前に戻り、会議を開きます。

(午前10時31分)

議長（大久保 武君） 次に、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。大きく分けて4つの項目について質問させていただきますと思います。

まず、1つ目に、障害福祉についてお尋ねをいたします。まず初めに、精神障害者福祉について質問をさせていただきますと思います。今年4月から役場内の組織体制が変わり、保健福祉部においては、体制が細分化され、子育て支援室も設置されることになりました。子育てに関して支援が拡充され、町内の保護者の皆さんにとって子育て安心の一步前進ということになると思います。

しかし、他市町に比べれば、特に精神障害児者に関する支援はまだまだおこなっているのではないかと思います。例えば下妻市では、精神障害者地域支援活動支援センターなどの設置など障害福祉について重点的な対応がされていまして、結城市においては、医療福祉に関する討論会を毎年開催しており、2016年は精神障害や発達障害の支援のあり方を探る目的で、障害福祉シンポジウム等が開催されています。

昨年6月議会での質問の際に、精神障害関係の相談が延べ540件あった。そのうち発達障害の相談は、延べ92件あったと担当課からの答弁がありました。窓口に行って相談した方みの件数であり、実際にはもっとたくさんの方が、見えないところで、どうすればいいか悩んでいるというのが現状ではないでしょうか。また、担当課の答弁によれば、窓口での相談は、1件1件長時間を要することが多いということです。

そこで、1つ目に、落ちついて時間をかけて相談できる場所と専門の相談員の配置が必要ではないでしょうか。場所と専門員の確保を求めます。

2つ目に、障害といってもさまざまなケースがありますが、今回はあえて発達障害を含む精神障害について取り上げました。本人はもとよりご家族の皆さんは、日々の暮らしと将来についてたくさんの不安を抱えていると思います。当町においても、精神障害、発達障害の支援のあり方を考えるシンポジウムや講演会の定期化を図り、当事者はもちろん、町内の障害を持っていない方々にも、広く考え、話し合う場を設けて、みんなで支え合う地域社会になるよう取り組みを強めるべきではないでしょうか。

3つ目に、今年3月6日の茨城新聞にも、ひきこもりの県内初の実態調査が行われた

と報じられました。そのうち40代が全体の3割を占め、そのうち10年以上が4割に及ぶということです。原因は就労関係で悩み、社会とのかかわりが薄くなっていた等が多く、過重労働で鬱病になったり、発達障害と就労の関係で社会生活が困難になった等、精神障害を抱える方も多くおられると考えられます。町の実態を調査する必要があるのではないのでしょうか。町として今後の対策をお聞きをいたします。

4番目に、昨年の6月議会で総合福祉の案内版について質問し、統一した形で保存版として各家庭に配布できるよう前向きに検討するとの答弁をいただいております。どう検討されてきたのかお聞きをいたします。

次に、養鶏場の悪臭問題について質問をさせていただきます。町としての対応と今後の対策についてお伺いいたします。

菅谷地区南西部にある養鶏場の悪臭で困っていると地域住民の方から苦情が出ています。私の住む浄水場付近、役場付近も、風向きによってはにおいが流れてきます。工場近くには乳幼児を預かる施設、学校、食品を扱うコンビニ等があり、住宅も多く、広範囲に被害が及んでいます。においだけでなく、鳥インフルエンザの可能性も100%ないとは言えません。2015年8月18日、県西共済組合の理事会が開かれた際、養鶏場の悪臭問題で農業委員会、農協、役場等で申し入れるべく、提案されたと聞きました。地域の多くの方が困っている問題です。町の対応と今後の対策についてお聞きをいたします。

次に、就学援助の拡充についてお聞きをいたします。項目の拡充をということで質問をさせていただきたいと思います。

現在日本の子どもは、6人に1人が貧困の中にあるという実態が明らかになっております。昨日のテレビ、ニュースでもそのようなことが報道されました。家庭の経済的事情により子どもの教育に格差が生じないように、最優先課題として取り組むべきです。

昨年12月議会においては、入学準備金について入学前の支給の実施を求めました。クリアしなければならない条件もありますが、前向きに研究し、検討していくとの答弁をいただきました。この件については、今全国各地の自治体で取り組みが広がっており、110以上の自治体に今広がりました。また、全保護者への案内書の配布も実施するとの答弁もいただいております。

就学援助金は、ほとんどの自治体が生給していますが、自治体によって支給内容が異なっております。県西地区では、下妻市、筑西市、結城市、坂東市、境町の5自治体が10項目以上に支給がされております。当町は現在9項目となっております。5自治体に比べ

て、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費が支給されておられません。下妻市では、卒業アルバム等も支給対象にしているそうです。当町においては、子育て支援の一環として、支給項目をふやすべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

次に、東海第2原発の再稼働について質問をさせていただきたいと思います。今年8月から11月までの20年延長の申請に対する町長の姿勢についてお伺いいたします。

2011年3月11日の東日本大震災から丸6年がたちました。あの震災で福島第一原発で苛酷な事故が起き、いまだ収束の見通しも立っていません。にもかかわらず、国は再稼働を推進しています。全国に避難生活を余儀なくされている方々が多数おり、家族はばらばら、いじめ問題まで起きているという痛ましい状況が続いております。原発は、一たび過酷事故となれば、広大な地域に被害が及び、収束のめどは到底立ちません。津田敏秀岡山大学院教授の分析によると、福島では、日本の平均的な発症率の20倍から50倍の高い確率で子どもの甲状腺がんが発症しているということです。東海第2原発は、30キロ圏内に人口96万人と全国で最も人口過密地域にある原発です。道路機能が10%低下すれば、住民避難にかかる時間は推計不可能だと言われております。再稼働を容認したままで避難計画を立てることは、全く実効性がありません。

東海第2原発の廃炉を求めて、県内の自治体の議会において請願が出され、それが通っています。当町でも、住民から出された請願が全会一致で通っております。しかし、日本原電は再稼働を諦めず、今年8月から11月の間に20年延長の申請を原子力規制委員会に提出する方向です。また、原電は、大洗の高速実験炉の再稼働も狙っています。

今6人で構成されている原子力所在地域首長懇談会や東海第2発電所安全対策首長会議、15人の首長から成るということですが、最近17人になったという情報もあります。その会議が、安全協定の見直し等に向けて行動をしております。町長も再稼働の反対の意思を表明されておりますが、今年8月28日から11月28日の間に日本原電が原子力規制委員会に20年延長の申請をしないよう、県内の首長と力を合わせ、強く求めていく決意を表明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 議席5番、大久保弘子議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

1としまして、障害福祉について、(1)、相談機関(センター)についてでございますが、現在手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が735人、療育手帳所持者が137人、精神障害者保健福祉手帳所持者が63人となっております。

障害者及びその家族が抱える問題や必要といたしますサービス等は、それぞれの年齢や障害の状態によりまして、さまざまでもあることから、窓口での相談支援を通じまして、必要なサービスの利用や関係機関等との連携を図るとともに、障害者相談員や民間の相談支援事業所への委託によりまして、障害者の特性に配慮しました専門的な相談窓口の確保を図り、障害者自身やその家族に対しまして、きめ細かな相談支援体制を図っているところでございます。

また、先月には、障害者福祉サービスを利用または希望している方や家族等を対象としました集いを、八千代町地域自立支援協議会主催によりまして開催し、意見交換や情報の共有等を行ったところでございます。

今後も障害のある方が地域の中で安心して暮らしていただけますよう、自立支援と日常生活支援の基本となる相談支援体制の充実を図ってまいります。

次に、障害者に対する町民意識の向上について、精神障害や発達障害でございますけれども、障害のある方が安心して自分らしく暮らせる地域であるためには、全ての町民が障害や障害者のことを理解しまして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが求められております。

このため、障害のある方に対する偏見をなくし、こころの壁を取り除くため、日常的に障害者理解のための啓発・広報の充実を図るとともに、就学前の早い段階から、学校教育、社会教育までを通じた切れ目のない福祉教育を推進してまいります。また、家庭・学校・行政区などの地域の連携により、各種行事等にも積極的に参加しやすいような環境づくりに努めてまいります。

次に、(3)の引きこもり対策、町の実態と今後の取り組みについてでございますが、ひきこもりにつきましては、厚労省の定義では、仕事や学校に行かず、かつ家庭以外の人と交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態とされております。ひきこもりの状態については、社会的ひきこもりに加え、精神疾患や発達障害等が関係する場合がございます。

ひきこもりになった要因としましては、不登校や失業または離職といったものが大きな要因となっております。当町におきましては、身近な相談窓口といたしまして、福祉

保健課等の関係課におきまして、ご本人やご家族の方等からの相談を行っており、状況に応じまして、保健師等の専門職員の個別訪問による相談支援や保健所、そして産業カウンセラーによる面接など関係機関と連携しまして、適切な支援に努めているところでございます。

今後とも身近な相談窓口として、ひきこもり相談支援センターや保健所のひきこもり相談事業など、相談情報等の住民への周知を図りますとともに、関係機関と連携し、一人一人の状況に応じた継続的な支援に努めてまいりたいと考えております。

昨年、議員がおっしゃいますとおり、茨城県が県内の全民生委員・児童委員5,261名を対象に行いました、ひきこもりに関する実態調査によりますと、2,542人から回答がございまして、このうち964名が、担当地区内にひきこもり該当者がいると民生委員さんのほうから回答がございまして、その延べ人数は1,467人となっております。しかし、この数字につきましては、氷山の一角であり、実際の該当者数は把握し切れていないのが現状と思われまます。

当町におきましても、今後実態調査等を行う場合につきましては、個人情報も関係いたしますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、(4)の福祉制度の総合案内板(保存版)の発行についてでございますが、福祉サービスは、利用する年代や対象者によって内容が多種多様化していることもあり、現在は係ごとに、パンフレットや広報紙・町ホームページ等でお知らせしていることから、情報が集約されていないため、住民の皆さんにはわかりにくい部分もあるかと思ひます。

4月からの組織再編を機に、新たな福祉部門の体制に合わせた形での福祉サービスを網羅しました総合案内版の作成について努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 生活環境課長。

(生活環境課長 内山 博君登壇)

生活環境課長(内山 博君) 議席5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

大久保弘子議員の言われる養鶏場の悪臭問題につきまして、今までの苦情及びその対応につきましてのご説明をいたします。

この養鶏場につきましては、昭和47年に現在の場所に養鶏場を建設、昭和63年には高床式環境調整ウインドレスと呼ばれる鶏舎を完成させ、さらに平成26年6月には最新式

のウインドレス鶏舎、新鶏舎と呼ばれているものでございますが、これを建設し、現在に至っております。

悪臭の苦情につきましては、新鶏舎建設後から約1年後になりますが、平成27年5月ごろから生活環境課に通報が多く来るようになりました。件数につきましては、平成27年度が17件、平成28年度が、現在まででございますが、18件の悪臭の苦情の通報がございました。

主な内容についてでございますが、養鶏場の悪臭がひどく、窓もあけられていない。悪臭がついてしまうため、洗濯物が外に干せない。悪臭のせいで気持ちが悪くなり、体調がおかしくなってしまう。羽が飛散しており、衛生上よくないのではないかとというような内容でございます。

このような悪臭の苦情に対しまして、通報後すぐに現地調査を実施しまして、直接苦情主から苦情内容の聞き取り調査をし、その内容を養鶏場の管理者に対しまして、悪臭発生箇所の特定、悪臭防止を指導してまいりました。さらに、週に2日から3日、養鶏場の外周の臭気パトロールの実施を行い、悪臭がひどい場合は、その都度、養鶏場に管理改善等の指導をしてまいりました。

また、この間、引き続き悪臭が減らないために、平成27年7月17日には生活環境課が、施設の設置、運営の面から悪臭の改善策を練るため、養鶏場及び鶏ふん処理施設の視察を実施しまして、現地にて悪臭防止策について養鶏場の管理者と、施設の悪臭が出やすい箇所の特定、作業工程の見直し等によります悪臭防止対策の協議をいたしております。

また、平成27年8月6日には、鶏ふんの管理につきまして、県西農林事務所、産業振興課において、鶏ふんが適正に処理されているかどうかの立入調査を実施しましたところ、適正に処理されているという結果でありました。

さらに、悪臭防止対策の推進を図るため、平成28年6月には、県西農林事務所、産業振興課、生活環境課において、養鶏場の管理者を役場に呼びまして、悪臭の防止についての協議を実施いたしました。この中で、養鶏場の管理者からは、今後もさらに効果的な対策を積極的に取り入れ、少しでも悪臭を減らすよう努力してまいりますという説明を受け、行政側からも、抜本的な改善策を早急に実施していただきたいと指示いたしました。

さらに、平成28年9月には、養鶏場と苦情主であります事業主さんと生活環境課、産業振興課で協議を実施いたしまして、養鶏場管理者に対し、事業主側から直接悪臭の内

容や改善等の要望を伝え、養鶏場管理者側が迅速に対応するというような体制になり、悪臭対策への足がかりができました。

また、平成29年1月におきましては、役場において、生活環境課と養鶏場でさらなる悪臭対策についての協議を実施いたしました。その中で、養鶏場管理者からは、地域の皆さんと良好な関係で共生してまいりますという説明があり、さらなる悪臭防止対策を実施してまいりますという回答を得ました。

このような経過の中で、施設側からですが、平成27年7月からは、悪臭防止対策ということで、ペレット、これは鶏ふんから肥料化したものなのですが、この倉庫の扉の洗浄。27年8月には、旧鶏舎に悪臭防止のための散水装置の設置。新鶏舎から発生する鶏ふんの水分含有量、その削減。搬出時に発生する粉じんの抑制。鶏ふんのペレット化を行い、鶏ふん臭気の抑制。悪臭防止のために、ペレット倉庫とゴルフ場の間に盛り土を整備。ペレット倉庫内の破損窓の穴埋め。平成27年9月には、旧鶏舎の臭気抑制のための散水装置の設置。平成27年12月には、鶏ふんの悪臭防止を図るため、鶏舎からペレット倉庫まで、今まではトラックで鶏ふんを移動していたのですが、移動時に外気に触れないように、周りを囲んだベルトコンベヤーで鶏ふんの移動をし、平成28年6月には、鶏舎の排気口に寒冷紗というネットで覆いまして、羽の飛散の抑制。南西側の境界線には臭気抑制のため、植樹を整備する等10項目以上の改善策をとってまいりました。

さらに、平成29年1月からは、鶏ふんの悪臭防止対策として、ペレット化、肥料にならなかった鶏ふんを養鶏場外へ搬出することを開始いたしまして、最終的にはペレット化されなかった全ての鶏ふん搬出処理を目指しているということでもあります。

このように養鶏場のですか、悪臭苦情に対しましては、早期確認、早期対応で処理してまいりましたが、いまだにこれらの改善策による期待された効果が認められないのが現状であります。

今後とも、臭気をなくしてほしいという近隣住民の方々のご要望に添えるよう、産業振興課、県西農林事務所と関係機関と連携いたしまして、養鶏場に対して、詳細な悪臭発生箇所の特典、それに対する改善策等、抜本的な悪臭の解決策を講じるよう要請してまいります。

以上、答弁といたしますので、議員各位のご理解のほどをよろしくお願いいたします。
議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席 5 番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問は、就学援助の拡充ということでございます。初めに、当町の就学援助について申し上げます。

援助の対象世帯でございますが、生活保護に準ずる程度に困窮していると町が認める準要保護世帯と障害のある児童生徒が特別支援学級に通学する家庭で、経済状況に応じ、国の基準で町が認めた世帯となります。生活保護に準ずる程度に困窮している世帯といたしまして、町民税が非課税である世帯、児童扶養手当が支給されている世帯、保護者の職業が不安定で生活状況が悪い世帯、災害等特別な事情がある世帯としております。

近年の状況といたしましては、ひとり親家庭が増加傾向にあり、毎年卒業する援助世帯数とほぼ同数の新規の世帯がございます。児童生徒数が減少している中で、実質援助世帯数の割合は増加傾向と言えます。

援助の対象となる費用項目につきましては、市町村の単独事業ということもあり、一部相違がございます。当町の対象項目につきましては、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、医療費でございます。また、支給項目ごとの支給限度額については、国の生活保護費の基準に準じております。

議員ご質問の当町において一部支給対象としていないPTA会費等につきましては、アンケート調査によりますと、県内で約3分の1の団体が支給対象としているのが現状であります。また、反面、当町で支給対象としております、中学校における体育実技用具費としての柔道着購入費につきましては、県内で対象としている団体は13団体でございます。

対象品目の拡充につきましては、今後の課題と認識しておりますが、準要保護世帯への援助につきましては、国の補助がありませんので、町の財源となります。現在の厳しい財政状況下で、すぐに拡充することは困難と考えております。

今後につきましても、制度の周知徹底を含めまして、生活困窮世帯への就学援助に努めてまいりますので、議員のご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席 5 番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、就学援助制度とは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。当町の就学援助につきましては、今学校教育課長が申し上げたとおりであります。

市町村によって一部の費目に差違はございますが、今後につきましても就学困難な児童生徒に対して、町としては丁寧に対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席 5 番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、障害福祉についてでございますが、詳細については担当課長が答弁したとおりでございます。

障害のある人が、住みなれた地域で尊厳を保ちながら生活するためには、生活の質の観点から、障害の特性やそれぞれのニーズに応じた必要なサービスの提供を図るとともに、障害者の自立や社会参加を促進していくことが重要であります。そのため、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の充実を図り、障害者や障害児本人、さらに家族の立場に立ったきめ細かい支援を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いたいと思います。

続きまして、養鶏場の悪臭問題につきましては、住民の方から、養鶏場の悪臭がひどく何とかしていただきたいと要望が町に多数上がっているところでありますが、町といたしましても、住民の方々からの声を養鶏場管理者に対しまして、しっかりと伝え、養鶏場の悪臭対策を要請し続けてまいりました。その結果、先ほど担当課長が申しましたとおりで、具体的な悪臭防止対策を実施したところでございます。しかしながら、いまだに悪臭がなくなるというところには至っておりません。

今後とも住民の方々安心して生活できますように、農林事務所、町、養鶏場で協議を重ね、引き続き養鶏場管理者に対しまして、さらなる悪臭防止対策を強く要請してま

いる所存でございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、東海第2原発再稼働についてでございます。東海第2原発につきましては、東日本大震災により損傷して以来、停止したままの状況でございますが、この原発を所管する日本原子力発電株式会社は、再稼働に向けて安全審査を申請し、現在審査が行われております。

審査の経過状況といたしましては、敷地に押し寄せる最大規模の津波や耐震設計の基準となる最大の揺れなど、地震津波想定に関する議論はほぼ終了いたしました。が、電源ケーブルの防火対策や防潮堤を超える津波対策など設備に関する論点は残っており、審査には時間がかかる見込みとのことでございます。

そうした中で、原子力発電所の運転期限は原則40年とされ、原子力規制委員会が認めれば、1度限り20年間延長可能であるとされ、その申請が今年の8月から11月までの期間とされております。

今もなお廃炉への道筋が見えない東京電力福島第一原発事故を踏まえて、安全審査が見通せない状況の下では、廃炉といった選択肢を尊重し、再稼働については原子力規制委員会の慎重な判断を期待しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず初めに、障害福祉についてご答弁をいただきましたけれども、私の質問内容、専門の相談員の配置、それから相談できる場所ということで答弁を求めましたけれども、担当課のほうから、先ほどの答弁ですと、外部に、民間に委託をしているというお話でした。やはりこれは行政として、自治体としてしっかり位置づけて、町の役場内あるいは機関に設置をし、誰もが安心して、時間をかけずに相談を受ける、そういう場所を、気軽に行ける場所、そういう場所を設置すべきではないかと思ひます。そしてまた、専門の相談員を置いてやるのが、安心してその相談ができる、そういう体制をとるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

また、先ほど啓発・広報の充実、それから入学前の取り組みというご答弁がありまし

た。しかし、具体的にどうするのかという答弁は全くありませんでしたので、今後具体的にどういう取り組みをしていくのかご答弁をお願いします。

それから、町として、取り組むもう一つのことですが、ひきこもりについてですけれども、県の実態調査がされたということは私のほうの質問でも行いましたけれども、町の実態がどうなっているのかということはまだ調査されておりません。具体的に町の実態を調査する必要があるのではないかと思います。数字的に上げていく必要があるのかなと思います。

また、それに対して、実態を調査した後に、どういう対策をしていくのか、そういうところも全くご答弁がされておりません。ただ慎重にという対応だけでは、皆さんの困っている問題には取り組むことができないのではないかと思います。実態を調査し、今後の対策をしっかりと具体的に取り組んでいくということなどを求めます。

さらに、保存版、先ほど総合福祉の案内版、保存版としてのご答弁をいただきました。今年の4月から新たな体制で努力していくというご答弁でしたけれども、これは保存版というのは、総合福祉のリーフレットのようなものです。ほかの市で、もう既に実施していることですが、全てが網羅されている、そういうリーフレットなのですから、1年に1回保存版として各家庭に配られるものです。それを町として、4月から努力していくというお話でしたけれども、年度内に実施の方向づけをお願いしたいと思います。

それから、養鶏場の問題ですけれども、先ほどずっと長いこと順を追って取り組んできた経過が報告をされました。企業側でも対策をしているというお話でしたけれども、町としてはもう少し具体的に、例えば明野に動物の悪臭濃度を測定する機関があるということを知りましたが、その測定をそこに依頼して、具体的な結果を会社に提示して対策を申し入れるべきではないかと思いましたが。農林事務所やそのほかのところと連携しておっしゃっていましたが、これをしっかり具体的な数字で養鶏場に申し入れるということが、さらに大切なのではないでしょうか。現在なかなかこれが、現状でもその悪臭が流れて困っている方がたくさんいらっしゃるのでもう少し突っ込んだ形で企業側に申し入れるべきではないかと思えます。

さらに、就学援助金についてですけれども、ご答弁をいただきましたが、クラブ活動費、PTA、生徒会費が今当町では取り組まれておりませんが、例えばクラブ活動費については、予算的にどのぐらいかかるのか。ほかの自治体に先駆けて実施すべきではな

いかと思います。5月、6月ごろの地方創政予算から予算化が可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、町長に答弁を求めます。東海第2原発についての再稼働の申請ですね、原子力規制委員会に原電が申し入れる期間、それが8月28日から11月28日の間ということですけれども、町長は町民の命と暮らしを守る、そういう立場であると思います。積極的にこの原発安全対策首長会議、そういうところに参加して進めていく、活動していく考えはあるのでしょうか、町長のきっぱりとした決意表明をしていただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 大久保弘子議員の再質問につきまして申し上げます。

まず初めに、専門職員の配置について、そしてまたその場所の提供というようなことでございますけれども、相談支援体制の充実を図るには大変重要なことと認識してございます。また、専門職員の配置ということですが、ご承知のとおり、4月からの新しい体制の中で障害福祉係も設けられる予定となっております。そのような体制の中で、今後専門職につきましては検討させていただきたいというふうに考えてございます。また、場所等につきましては、プライバシーにもかかわることが非常に大きいものですから、役場の相談室等を活用しながら対応させていただけたらというふうに思います。

また、今後の障害者の方の啓発は、具体的にはそれではどうしていくのかというようなご質問でございますけれども、こちらの町の自立支援協議会、答弁の中でも申し上げましたけれども、そちらの中で、各関係機関の皆様、相談支援事業者の方、そしてまた障害福祉サービス事業者の方、また障害者団体関係者、そしてまた教育関係の関係者、また保健関係と、そういうような自立支援協議会発足してございますので、そちらの専門的な立場から、そちらの委員さんのご意見をいただいた上で、まだ具体性はありませんが、今後検討させていただけたらと思います。

そして、3番目のひきこもりの今後の対策ということで、それでは町の実態はどうなっているのかというようなご質問でございますけれども、県の調査のときに、町のほうにおきましても、町の民生委員さんのほうに県のほうから、ひきこもりの調査依頼がございました。

民生委員さんから県のほうへ直接提出というようなことでございましたので、その内容につきましては、今のところ町のほうでは把握はしてございませんけれども、今後実態調査等を行う場合につきましては、やはり民生委員さんが主体となって、この辺の部分の、大変デリケートなことでございますので、個人情報等も勘案しながらのことになると思いますけれども、その節はそのようなことで対応してまいりたいというふうに考えてございます。

あと最後に、福祉の概要版、総合リーフレットというような、その辺の、年度内にとこのようなお話でございますけれども、福祉制度のパンフレットにつきましては、その質と量、何をどこまで掲載していくのかという、いろいろな定義づけは大変難しいと思いますけれども、いずれにしても町民の皆様が、福祉関連におきまして、その相談の手引として活用できるような、そのようなものを検討してまいりたいと思います。

また、時期につきましては、やはり組織再編とかもございまして、新たな再編後の課のほうで対応させていただければというふうに考えてございます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 生活環境課長。

（生活環境課長 内山 博君登壇）

生活環境課長（内山 博君） 大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

悪臭の臭気測定の実施ということでございますが、悪臭の臭気測定の実施につきましては、生活環境課といたしましても以前から検討しておったところでございます。そして、つい最近なのですが、今月の8日に、業者委託によりまして実施をいたしました。内容につきましては、特定悪臭物質の主な3項目でありますアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、その物質の臭気濃度につきましての測定であります。

この結果につきましては、約1カ月後に数値が出るということでございますので、その結果、悪臭防止法に規定されている規制値を超えていた場合、あの養鶏場につきましては、用途が指定されていない区域ですので、アンモニアにつきましては2 p p m、メチルメルカプタンにつきましては0.04 p p m、硫化水素につきましては0.06 p p mという数字でございまして、これを超えた場合は、先ほどの悪臭防止法によりまして改善の勧告、改善の命令等を出すことになります。

以上、答弁といたします。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席5番、大久保弘子議員の再質問にお答えします。

クラブ活動費等の経費を助成したとした場合、幾らぐらいになるかというご質問かと思えます。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、今年度の人数で試算しますと約280万円ぐらいになるかと思えます。先ほども答弁させていただきましたが、全額町の一般財源での助成となるわけでございます。現状の厳しい財政状況下での対応となるわけですが、今後の課題として考えていく所存でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 東海第2原発の廃炉についてでございますが、先ほど申したとおり、福島原発の例もありますし、我々としても再稼働については反対の立場で、また原子力委員会がどういう判断するか、慎重な判断を期待するところであります。

議長（大久保 武君） 最後に再々質問はありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） 時間がありませんので、許可をいただきましたので、再三ですが、要望という形で終わらせていただきたいと思えますが、先ほどの教育の援助費、支援費、就学援助金についての答弁をいただきましたけれども、PTA、生徒会、クラブ活動費を合わせた形で約280万円というご答弁でしたけれども、これは約ですけれども、今後の課題とするとおっしゃっておりまして、はっきりしたお言葉をいただいておりますが、280万円です。ぜひ予算化をしていただきたいと思えます。

それから、今町長から答弁をいただきましたが、原子力規制委員会という、動向を見るとか、そのようなご返事ではなくて、20年延長の申請をしないように強く求めていく決意を町長からお聞きしたいと思っております。それを要望をいたしまして、再々質問を終わらせていただきます。

議長（大久保 武君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1 番、増田光利議員。

(1 番 増田光利君登壇)

1 番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問します。

大きくは3点について質問します。1つは、防災対策について、2点目は、空き家対策について、3点目は、デマンドバスの導入についてでございます。

初めに、防災対策について、鬼怒川水害を想定した避難訓練の実施について町長に質問します。私は、昨年年第2回定例会でも避難訓練について取り上げました。避難訓練の重要性については、常総市の悲惨な水害の実態を見ましてもおわかりのとおり、教訓として後世に伝えていくべきと考えます。鬼怒川堤防強化が進められている状況ですが、それに安んじることなく、警戒を怠らないようにすべきと思います。

さらに、避難訓練は、地震災害時にも応用がきくことを考えると、毎年開催が望ましいと考えております。今年度の避難訓練については、昨年に引き続いて開催する考えであることを大久保町長は公の席で表明されております。継続開催するという点でよろしいでしょうか、質問いたします。

次に、昨年の5月に、八千代町主催の避難訓練の実施や水害対策についての講演会が開催されました。私は、町当局が避難訓練を実行したことを高く評価しております。実際そのときに年配の住民の方に感想を聞いたところ、避難訓練をしてよかった、避難をするのに時間がかかるのは初めてわかった、続けてもらいたいという意見でした。訓練に参加された多くの住民も同じような感想を持っていると思います。

そこで、昨年開催の避難訓練では、防災担当課としてどのような総括をしていますか、反省点や課題点はどのようなものでしたか、総務課長に伺います。

特にさきの関東・東北豪雨水害時に調査したときの住民の声では、避難誘導に際して、役場から住民に対する伝達の不備、水害時に実際に避難した避難所における情報不足、これが指摘されていまして。今年度の防災計画にはどのように盛り込まれていますか、質問いたします。

次に、今年度の避難訓練を実施するときに、ぜひ取り入れていただきたい方法を提案します。それは、避難訓練に先立ち、行政区単位で事前に、誰が誰を避難誘導するのか、世帯ごとに把握できるよう共有しておく方法です。

具体的に申し上げますと、災害時に逃げ遅れやすいのは、高齢者、障害者、子どもたちになります。このような各世帯の実情については、区長を初め地域住民の方がよく把

握されていると思います。地域住民間で話し合っ、どのように避難誘導するのかを決めておく必要があると考えます。

そこで、町当局の主導で、行政区住民と協議して情報を共有化することで名簿等を作成しておきます。実際の避難訓練のときに行動指針として役立つように働きかけることです。このような避難訓練に取り組んでいたかいなかったかによって、生死を大きく分けたことが報道されております。実際に他県で起きた災害地で、人命救助の成功事例として紹介されていきました。八千代町でも取り組んでいる行政区はあるのでしょうか。取り組んでいる場合は、その先行している行政区に学びながら計画に生かすことを提案するものです。計画する考えがあるのか伺います。

次、2点目、空き家対策問題について生活環境課長に質問します。八千代町でも空き家がふえてきている実感があります。全国には820万戸の空き家があると言われております。そこで、現在の八千代町における空き家件数についてどのように把握していますか、伺います。

空き家の増加は、地域問題として重い課題になると予想されています。底辺には少子高齢化問題が横たわっているからです。八千代町における65歳以上の高齢化率は26.3%となっています。また、八千代町の世帯別データを見ますと、1人世帯数を17年度対22年度比で言うと59.2%増になっています。現在ではもっと増加していると思います。2人世帯数も16.9%増加しております。つまり空き家になる要因を家族構成面で見れば、後継者である子どもが同居をしなくなっている実態があります。そのことが2人世帯がふえる要因になっています。そのため、夫婦2人世帯のうち一方が欠けると1人世帯になり、次に1人世帯の住民が亡くなると空き家になると、そのような連鎖になっていると推測できます。

今後さらに空き家が増加する可能性が考えられます。今後の空き家数の動向についてはどのように見込んでいますか、伺います。

国では平成26年11月に、空家等対策に関する特別措置法という法律が制定されています。特定空家等とは、空家等特措法22項によれば、このまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ、公衆衛生の悪化、3つ、景観の阻害等の問題、4つ、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のことを言い、これらに対処することになっております。八千代町でも空き家の増加によって、近隣の住民から苦情等が町当局にもあると思われま。件数や具体的な苦情の類別ごと

に把握してありますか。また、今後どのように対処していくのか具体的な取り組みについて伺います。

次に、今後の空き家対策について伺います。空き家防止策としては、基本的には空き家にならないようにすることが肝要です。しかし、さきに述べましたように、社会情勢から難しい面があります。具体的にできる方策は、遺産の遺産分割協議紛争の解決等があり、空き家防止策の糸口にもなります。この方策は、地方自治体が独自に行うことができることになっております。八千代町では具体的に取り組んだことはありますか、伺います。

一方、空き家活用策として、空き家バンクが注目を集めています。空き家バンクとは、地方自治体が空き家情報を収集し、宅建業者等の協力を得て空き家の売却等を支援するものです。地方自治体では、物件収集手段の充実や受け入れ態勢の整備等の取り組みが必要ですが、現在では市町村間の競争が始まっていると言われております。八千代町でも早急に取り組む必要があると考えますが、具体的な取り組みがあるかどうか伺います。

次に、3点目のデマンドバス運行のシステム導入について伺います。現在、巡回バスは八千代町でも運行されています。初めに、八千代町における巡回バスの利用状況と課題について企画財政課長に伺います。

他の自治体の巡回バスの運営状況は、赤字運営が多いと言われております。その理由は、巡回バスの運行システムと利用者にとってのニーズが実態に合っていないことが指摘されています。八千代町では、利用対象者は高齢の方を対象にしていると考えられておりますが、しかし高齢者にとって、足腰が不自由で停留所まで行くのは大変、利用しづらいという声が多く聞こえます。さらに、近年高齢者の交通事故が多発していることで、免許証の返上が話題になっています。しかし、八千代町で運転できなくなることは、行動範囲を狭め、生活面において多大な影響が生ずることが考えられます。それを補完する意味でデマンドバス運行のシステム導入が必要と考えます。

このデマンドバスの運行の導入を取り入れている自治体が報道で紹介され、好評なことが報告されています。八千代町でも取り入れるべきと思いますが、計画はありますか、町長に伺います。

デマンドバスについては、住民の方にはわかりづらいと思いますので、説明します。巡回バスのように定まった路線を走るのではなく、利用者の呼び出しに応じることにより、適宜ルートを変えて運行されるバスのことです。利用者が自宅から専用の通信網に

より発信すると、発生量予測値から判断して、最も適当なバスを呼び出しのあった地点に向かわせ、最適の経路を決定してその利用者を輸送するというシステムになっています。これを運行の部分だけでなく、この利用者の呼び出しの部分とコントロールセンターとの通信をタブレット端末で結ぶことで管理する方法を提案したいと思います。

このタブレット端末は、最近では性能が格段に進み、安価にもなっています。使用方法は、高齢者でも簡単に扱うことができるようになっていました。また、今回のデマンドバスの呼び出しだけでなく、医療における緊急時に医療機関との連絡機能や買い物支援、災害時の通信手段など多機能化させることができます。交通弱者になりがちな高齢者、障害者にとって、今後不可欠になると考えられます。国においても電子立国として力を入れていることもあり、機運が高まっている状況です。導入する考えはありますか、伺います。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席1番、増田議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、避難訓練の継続についてのご質問でございますが、町では昨年初めて、総合防災訓練を町消防団、自衛隊、防災士の方々のご協力をいただき実施したところでございます。これは、一昨年の関東・東北豪雨を踏まえ、鬼怒川の増水による氾濫を想定し、西豊田・川西地区の区長さんを中心に、各行政区の公民館等を仮の避難所と設定し、住民983名の参加をいただき、避難訓練を実施したほか、中央公民館及び町総合体育館においては、防災士による防災講演会、避難所体験やスモーク体験、応急救護体験や消火体験、また水防工法の展示などを実施し、災害に対する意識の啓発や災害情報の伝達など一定の成果があったものと考えております。

ご参考までですが、延べ参加者数といたしましては1,284名の参加がございました。

防災訓練につきましては、今後も継続的に実施してまいりたいと考えておりますが、平成29年度におきましては、昨年度と同じ時期ということで、5月の28日日曜日に実施を予定しているところでございます。なお、詳細につきましては現在検討中でございます。

続きまして、避難訓練実施に伴う反省点や課題等、また防災計画への組み入れについ

てなどに関連するご質問で、1点目といたしましては、避難誘導に際しての役場から住民に対する伝達についてというご質問でございますが、先ほど申し上げました、総合防災訓練で実施しました避難訓練では、町の防災行政無線による避難誘導と消防団・八千代分署の消防車による避難誘導の呼びかけを実施したところでありますが、ご参加いただきました住民の方からのご意見の中には、防災無線による呼びかけが聞こえない、よく聞き取れないなどのご意見をいただいております。

対応策といたしまして、今年度、沼森地内の難聴地区へ防災無線子局1基の増設工事を実施しておりますが、順次その他の地区におきましても、子局の増設やスピーカーの調整などにより、整備を進めてまいりたいと考えております。また、災害時の避難情報の伝達手段として、広報車用の拡声器3基分につきましても新年度の予算に計上をさせていただいているところでございます。さらに、一定の地域に一括で情報が伝達できる携帯電話によるエリアメールの活用や、避難所開設や被害情報を瞬時にテレビ画面にテロップとして表示できる茨城県の防災システムを、災害発生時には積極的に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、避難所に避難したときの住民に対する情報不足対策についてでございますが、実際に一昨年の水害時に避難所が開設され、多くの住民が避難されましたが、河川の状況や気象情報など、情報機器が整備されていないことから、情報不足による不安を抱かれた方がたくさんいたと聞いております。

対策の一つといたしまして、災害時の避難所開設に当たり、必要となる備品一式、これは15セットを昨年度整備しておりますが、その中には携帯ラジオやハンドマイク、また避難所開設・運営に必要な消耗品等を用意し、避難所内掲示板での紙ベースでの情報提供や担当者による情報伝達などによる対応を考えておりますが、また気象情報やニュースなどによるテレビ等の情報機器についてもまだ整備されておりませんが、順次備品として整備していく方向で考えております。

また、災害時には電話等の不通も考えられることから、災害時の情報伝達的手段として、今年度デジタル無線についても整備したところでございます。これによりまして、災害対策本部と各避難所、また地域や災害現場との連絡が緊密になるものと期待しているところであります。

続きまして、行政区と町当局が事前に住民の避難情報の共有化を図る協議の早期実施についてでございますが、災害に備え、住民と行政が、同じ認識を持ち、情報を共有す

ることにより、人的な被害も最小限に抑えることができます。一昨年の水害を受け、昨年実施した避難訓練の中でも、災害に対する避難行動や避難情報について認識していただく機会を取り入れておりますが、今後も行政区やコミュニティー組織に強く働きかけ、災害に対する意識の向上に努めてまいりたいと思います。

防災訓練の中でも、昨年度実施したわけですが、その中では、コミュニティー推進協議会を通じて、担当職員が防災訓練についての内容等説明をさせていただいた上で実施した経緯もございます。

また、平成29年度当初予算には、洪水ハザードマップの作成委託料も計上しているところでございます。新たな基準により作成し、作成後は全戸配布、また有効活用を目的とした学習会なども計画してまいりたいと考えております。

さらに、防災計画の改定につきましても、平成29年度において予算を計上しておるところでございますが、改定に当たりましては、地震や一昨年の水害対応に関する反省点や課題、近隣市町における検証結果、要支援者に対する支援体制など多岐にわたり見直しを行い、安全安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 生活環境課長。

（生活環境課長 内山 博君登壇）

生活環境課長（内山 博君） 議席1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私に対する質問でございますが、(1)、(2)及び(3)の①と思われませんが、まず(1)、現在の空き家数と今後の空き家数の動向についてでございますが、平成28年度中に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家実態調査を実施いたしました。その結果につきましては、空き家件数は全体で312件でございました。地区別では、西豊田地区が73件、安静地区69件、中結城地区76件、下結城地区55件、川西地区39件、全体で312件という数字になっております。

また、今後の空き家数の動向につきましては、人口や世帯数の減少、高齢者の単独世帯、夫婦世帯が逆に増加することが予想されることから、今後も空き家の増加は続くと考えられ、防災・防犯・衛生・景観等の面で大きな問題を生ずることが懸念されております。

続きまして、(2)、空き家に対する住民の苦情等の件数、具体的な内容と対処策でございますが、空き家に対する苦情につきましては、平成27年度が12件、内容につきましては瓦や外壁の飛散についての苦情が2件、倒壊のおそれの苦情が2件、雑草についての苦情が8件ありました。平成28年度、これは現在までなのですが、9件の苦情がありました。内容につきましては、瓦や外壁の飛散についての苦情が5件、倒壊のおそれの苦情が2件、立ち木、雑草についての苦情が2件ございました。

苦情の連絡があったものにつきましては、直ちに現地を調査し、写真等、あとは図面等をつくりまして、所有者が町内及び近隣に在住している場合には、直接苦情内容を本人に伝え、対応していただけるようお願いいたしております。また、所有者が遠方の場合は、管理についてのお願いの文書ということで、これを発送しております。

このような対応の結果、平成27年度中には、倒壊の苦情が1件、解体除却ということで解決しております。また、平成28年度中につきましては、倒壊の苦情2件が解体除却、また外壁の飛散の苦情につきましても1件が解決いたしております。

なお、対応していただけないものにつきましては、今後も引き続き対応をお願いし、解決を図ってまいります。

続きまして、最後になりますが、(3)番、今後の空き家対策について、①、空き家防止策についてでございますが、今回の実態調査におきまして、空き家所有者に対しまして実施いたしましたアンケート結果によりますと、相続等で所有することになったが、特に利用目的がなく、空き家の状態になってしまった。その上、家の管理をすることも困難であるため、家の状態も悪くなってしまったという回答が多くありました。

このように空き家になる原因はさまざまな事情があるようでございますが、長期にわたる管理不完全な空き家等を減少させるためにも、所有者等に対し、適正な管理を継続しなければならないという意識の向上を図ることが重要であると考えられます。そこで、今後町では、直接通知及び空き家の適正管理を広く周知させるため、広報やホームページ等の活用を図ってまいりたいと思います。

また、アンケートの中で、空き家を所有しているが、管理の方法や売却、解体等の相談をしたい、しかしどこに行けばよいのかわからないという回答も多くありました。このような個々の要望等に応じた適正な情報提供ができるよう、このような体制づくりを検討してまいります。

さらに、先ほど申しましたとおり、今後増加が予想される単独世帯、高齢者世帯に対

しましては、空き家化することを未然に防ぐため、適切な情報提供を行うとともに、個々の事例に対して相談できるような体制づくりの検討をいたしてまいりたいと思います。

以上、答弁といたしますが、議員各位のご理解のほどをよろしくお願いたします。
議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

私への質問のほうは、2、空き家対策の今後の空き家対策の中で、②番、空き家活用策について、そして3番、デマンドバス運行のシステム導入について、（1）、巡回バスの利用状況と課題について、そして（2）、デマンドバス運行のシステム導入についてという、この3点であろうかと思えます。

まず、ご質問の空き家の活用策についてでございますが、これにつきましては、町におきましては平成24年9月の18日に、条例第12号におきまして、八千代町空き家等の適正管理に関する条例を定めまして、そして国におきましては空家等対策の推進に関する特別措置法、これは平成26年11月27日法律第127号で策定されております。このようなことを背景といたしまして、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、移住・交流の推進、定住の促進を図るため、空き家の利活用を進めているところでございます。

空き家は主に、実家を相続したが、高齢のため体力的に管理ができない、また遠方に住んでいて、頻繁に管理ができない、あるいは相続でもめており、相続人が決まっていない、またこれらの理由の複数の組み合わせにより発生しているケースが多く見受けられるものでございます。

空き家の現状、マイナス面等につきましては、先ほど生活環境課長のほうからご説明がありましたので、私のほうからは、これをまちづくりにどう生かすかという形の中の答弁にさせていただきます。

主な取り組みといたしましては、町内空き家の適正管理と利活用を促進するための実態調査の実施や、町内の利用可能な空き家に関する情報を提供し、定住促進による地域活性化及び町民の皆様の交流拡大を図るため、空き家バンクの整備を推進し、空き家の利活用に努めることとしております。

平成28年度におきまして、地方再生加速化交付金を利用いたしまして、空き家等計画

策定業務、これを現在進めているところでございます。空き家を活用することによりまして、地域の活性化を図ることが必要であると認識しておりますが、今後の具体的な施策としましては、空き家の活用促進のための経済的支援といたしまして、木造住宅耐震改修費補助事業や転入者住まい応援助成金等の適正な交付により、住宅の改修や中古住宅の販売促進を支援してまいります。

先進事例によりますと、他の団体の事例によりますと、公的施設として利用、これはコミュニティセンターなどがございます。そして、福祉施設として利用、これは介護施設としてでございます。このような有効利用をしている団体も見受けられるということでもあります。

また、所有者からの利活用に関する相談などに対応するため、関係各課の連携を強化し、宅地建物取引業協会や不動産業界との連携、そして所有者等の賃貸・売買等に対する意向や、物件に応じた活用方法などが相談できる体制の構築について検討してまいります。

空き家バンクにつきましては、町内への移住・定住の促進や空き家を初めとする住宅ストックの循環利用を図るため、宅地建物取引業協会や不動産業界との連携による空き家バンク制度の導入について検討するとともに、茨城県が開設しております、空き家バンク情報検索システムへの登録についても検討してまいりたいと考えております。

参考になりますが、2013年発表のデータによりますと、これらの住宅土地統計調査の数字でございます。県内の空き家率の数値におきまして、八千代町は最低の数字、7.2%ということがございますので、茨城県で一番空き家が少ない、このようなデータが出ているわけでございます。

次に、デマンドバス運行システム導入についての質問でございますが、初めに巡回バスの利用状況と課題につきまして、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

八千代町医療機関用巡回バスの運行につきましては、福祉保健課がこれを担当課として業務に当たっているところがございますが、現在10人乗りのマイクロバスにより、町内90カ所の停留所から4つの医療機関への巡回・送迎を行っております。町内3コースにより運行しておりますが、運行日は祝祭日を除いた月曜日から土曜日までとなっております。運行時間につきましては、午前8時30分から送迎終了までとなっております。

利用状況につきましては、平成24年度から5年間の状況を見ますと、平成24年度から26年度の1日当たりの平均乗車人数は9人強と横ばいで推移し、平成27年度に7人強と

いう数値に減少いたしました。平成28年度の1日当たりの平均乗車人数は10人強に増加をしております。

今後の課題といたしましては、バスの時刻表を定期的に配布する、町民の方への周知徹底を図るとともに、路線図の作成やバス停の表示の改善、停留所の見直しを行うなど利用しやすい環境整備が必要であると考えております。また、現在医療機関からの帰りにつきましては、個人宅の庭先などバスが入っていけるところまで送り届けておりますが、今後は、事前の電話予約など、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行うデマンド交通のあり方につきましても検討を進めていく必要があると考えております。

次に、3番目の先ほどのデマンドに関連いたします、デマンドバス運行システムの導入についてでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、デマンド運行、このようなものに対しまして、今後の公共交通を考える上で検討課題であると同時に、現在各自治体が最も注目しておる施策の一つでございます。

デマンドバスは、利用者の要求に応じて運行する形態のバス、いわゆる注文対応バスのこととあります。先ほど注目する施策と申し上げましたのは、まさにきめ細かな対応ができるということにおきまして有効であると考えられているということとあります。これは、考え方により、さまざまな形態があるようではありますが、近年多くの自治体を取り入れておりますのは、従来の路線バスより狭い地域をカバーするエリア型の形態がとれると、こういうものでございます。

増田議員ご指摘のように、電話やタブレット、スマートフォン、らくらくスマートフォン、このような機器を通しまして、複数の希望乗降点、バス停や拠点施設になりますが、及び乗降者時刻の要求に応じて、希望発車点に迎えに行く形の経路で運行するものでございます。従来の路線定期型交通ではカバーできない地域方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、きめ細かい運行形態がとれること、予約に応じて運行するため、利用者がいるいないにかかわらず運行する従来の方法と比較し、費用対効果も期待できるというものでございます。

国土交通省中部運輸局によりますと、利用の手引、これを作成しておりますが、非常に使い勝手がよいとされるデマンド型交通ではありますが、一方で、予約の煩わしさや乗り合いによる抵抗感、予約の多寡による時間的正確性の欠如など短所を抱えていることも事実としております。

このような取り組みについては、総合計画や地域公共交通計画などの位置づけを明確

にし、住民、行政、事業者等が一体となって、利用者目線でその有効性を確認、検討していくことが重要であると認識してございます。

なお、参考ではございますが、平成27年度の茨城県内の地域公共交通システム等運行データによりますと、乗り合いタクシー型のデマンド運行は25自治体、県西地域では6団体が実施しているところでございます。

現在町では、医療機関への巡回バス運行のほか、障害者やひとり暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者世帯の方が、通院、通所のために利用するタクシー料金の一部を助成する制度がございまして、今後デマンド交通を含めた中で、町の公共交通の施策のあり方を関係課等においても協力を求めながら検討していきたいと、このように考えております。

以上、3点に対する答弁とさせていただきますが、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、防災対策につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございますが、昨年実施いたしました町総合防災訓練では、住民参加による避難訓練のほか、防災講演会や各種防災体験などへの多数の町民の皆様のご参加をいただき実施ができました。地震や台風、洪水などの災害は、いつ発生するかわからない。災害を食いとめることはできませんが、災害時の被害を最小限に抑えるために、日頃から備えておくことは大変重要なことであります。町民一人一人が防災意識を高め、災害による被害を最小限に抑えるために、継続的、そしてかつ定期的に防災訓練や地域での学習会などを実施してまいりたいと考えております。

また、情報伝達や避難所運営など多くの課題がございまして、防災計画の中でもきめ細かな見直しを行い、災害に備えてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、ご理解、ご協力をいただくようお願いいたします。

続きまして、デマンドバスの運行システム導入についての質問でございますが、巡回バス利用状況と課題につきましては、企画財政課長が説明したとおりでございます。デマンドバスの運行システム導入につきましても、高齢者など交通弱者に対する公共交通の手段として必要であると認識しております。

現在、町の公共交通といたしましては、役場から古河駅までの路線バスと町内医療機関巡回バス、そして福祉タクシーの3種類があります。これからさらに進行すると思われる高齢化や人口減少対策の対応としても、多くの自治体が頭を悩ませ、知恵を絞り、最善の方法を見出す努力を続けている中、当町といたしましても、公共交通をさらに充実させていくことが必要と考えております。

今後は、議員ご指摘のデマンド交通を含め、公共交通のあり方について、第5次総合計画や総合戦略、財政計画などの位置づけの中で、事業の公平性・重要性などを勘案しつつ、住民の皆様のご要望・ご期待に応えるべく検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問はありますか。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、再質問させていただきます。

防災の避難訓練について総務課長に質問したいと思います。昨年は、協議の場をつくるように、川西と西豊田地区の議員4人に許可を得まして、地域において、地区長に避難訓練のあり方について相談を持ちかけたのですが、それがなかなか成功していないわけなのですが、先ほどの避難訓練のあり方で申し上げましたとおり、世帯ごとに身障者や高齢者、子どもたちが避難をスムーズにできるように、準備をする協議の場をつくるように、町当局が一体になって、その協議の場をつくるのが大事なことでないかというふうに考えております。それを具体的に計画していただけるように要望いたしまして、質問と要望についてお願いして質問を終わりたいと思います。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

訓練等の実施に当たっての協議の場をつくるというようなことでございますが、今年度予算に計上している段階でございますが、ハザードマップの作成、これは全戸配布を計画しております。また、このハザードマップも全戸配布した中で、5年、6年前に配布した経過もあるのですが、そのまま引き出しの奥にしまわれてしまったというようなものが全国的な傾向でございまして、有効活用するように県からと国からの指導もあり

ますが、そうした方の説明会あるいは学習会を各自治会単位ぐらいで実施しなさいというように県からの要望も来ておりまして、県のほうでも今計画段階でございますが、そうした防災マップ、災害避難カードの作成などを目的としました出前講座等を開催しろというような意見もございますので、そうした中で具体化した中で協議をつくる場を設定していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（大久保 武君） 次回は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時18分）